

# 規約・規程集

2026年4月1日改訂版

岡山県バドミントン協会

○ 岡山県バドミントン協会規約	1
○ 事務局・専門部規程	5
○ 会員登録規程	8
○ 旅費規程	9
○ 表彰規程	10
○ 表彰規程細則	11
○ 弔慰規程	12
○ 役員倫理規程	13

## ○ 岡山県バドミントン協会規約

### 第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この会を岡山県バドミントン協会(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を事務局長所在地に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は岡山県内における加盟連盟等との連絡を密にし、バドミントン競技の普及発展を共助し併せて会員の体位向上と親睦の増進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 公益財団法人日本バドミントン協会との緊密化並びに協力
- (2) 各連盟の指導育成
- (3) 競技の指導普及
- (4) 公認審判員・公認指導者の育成
- (5) 各種競技会の開催並びに各種競技会への参加
- (6) その他本会の目的を達成するに必要な事項

### 第3章 組織

(構成)

第5条 本会は、アマチュアである次の団体及び個人をもって組織する。

- (1) 岡山県実業団バドミントン連盟
- (2) 岡山県教職員バドミントン連盟
- (3) 岡山県高等学校体育連盟バドミントン専門部
- (4) 岡山県中学校体育連盟バドミントン専門部(岡山県中学生バドミントン専門部)
- (5) 岡山県小学生バドミントン連盟
- (6) 岡山県レディースバドミントン連盟
- (7) 岡山県学生バドミントン連盟
- (8) 岡山県社会人クラブバドミントン連盟

(登録)

第6条 本会の会員になろうとする個人は、前項いずれかの団体を経由するか、又は一般個人として登録するものとする。

(除名)

第7条 団体及び会員で本会の名誉をき損し、又は趣旨目的に反する行動があったときは、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

(事務局・専門部)

第8条 本会の事業を遂行するために事務局・専門部を置く。

#### 第4章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	若干名
常務理事	若干名
理事	若干名
部員	若干名
監事	2名

(役員を選出)

第10条 役員は、推薦された、または立候補した会員の中から、役員選考委員会(常務理事会)を経て総会で決定する。

(役員職務)

第11条 会長は本会を代表し会務を統轄する。

- 2 副会長は会長を補佐し会長に支障のあるときは予め会長の定めた順位により会長の職務を代行する。
- 3 理事長は会長の命を受け会務を処理する。
- 4 副理事長は理事長を補佐する。
- 5 常務理事は常務理事会を組織し会務を処理する。
- 6 理事は理事会を組織し事業の執行を計る。
- 7 監事は会計を監査し、他の役員を兼ねることはできない。

(任期及び補充)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
- 3 途中で新たに役員となった場合の任期は、次の改選期までとする。

(解任)

第13条 役員は任期中であっても本会の名誉をき損し、又は目的趣旨に反する行動があったときは、理事会の議決を経て会長はこれを解任することができる。

## ○ 岡山県バドミントン協会規約

(名誉会長等)

**第 14 条** 本会に名誉会長、顧問、参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問、参与は常務理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問、参与は重要な事項について会長の諮問に応ずる。

### 第 5 章 会議

(会議の種類)

**第 15 条** 会議は総会、常務理事会、理事会及び専門部長会とし、本会の目的を達成するため必要に応じて各種委員会を開く。

(招集)

**第 16 条** 総会は会長が招集し、その議長となる。

- 2 常務理事会及び理事会及び専門部長会は必要に応じて理事長が招集し、その議長となる。

(会議の開催)

**第 17 条** 総会は会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事、理事、監事で構成する。

- 2 総会は毎年1回開催し、事業計画、予算、決算、会則その他重要事項を議決する。
- 3 会長が必要と認めた時、又は役員 $\frac{3}{10}$ 以上の要求があった時は臨時に総会を開催することができる。
- 4 総会は、役員 $\frac{3}{10}$ 以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(議決方法)

**第 18 条** 会議は出席者(監事を除く)の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長裁決とする。

- 2 常務理事会において、非常時等により総会開催が困難であると承認された場合、書面によって議決とすることができる。

(常務理事会の会務)

**第 19 条** 常務理事会は、理事長、副理事長、常務理事で構成する。

- 2 常務理事会は次の事項を議決する。
  - (1) 総会に提出すべき事項
  - (2) 本会運営に関する事項
  - (3) 総会の議決で委任された事項
  - (4) その他会長が必要と認める事項

(理事会の会務)

**第 20 条** 理事会は、理事長、副理事長、常務理事、理事で構成する。

- 2 理事会は次の事項を議決し、執行する。
  - (1) 本会運営に関する事項
  - (2) 総会の議決で委任された事項
  - (3) その他会長が必要と認める事項

(専門部会)

**第 21 条** 専門部は専門部員をもって構成し、常務理事会の諮問事項について協議する。

2 専門部に関する規程は別に定める。

## 第 6 章 収入及び会計

(収入の種類)

**第 22 条** 本会の収入は、次の各号からなる。

- (1) 会員登録規定により定められた登録料
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 補助金
- (5) 賛助会費
- (6) その他の収入

(特別会計)

**第 23 条** 本会は総会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(会計年度)

**第 24 条** 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(規約の改定)

**第 25 条** 本規約の改定は、総会の議決による。

附 則 本規約を昭和 34 年 4 月 1 日に施行する。

- 2 本規約を平成 22 年 4 月 1 日、改定する。
- 3 本規約を平成 25 年 4 月 1 日、改定する。
- 4 本規約を平成 31 年 4 月 1 日、改定する。
- 5 本規約を令和 4 年 4 月 1 日、改定する。

## ○ 事務局・専門部規程

**第1条** 岡山県バドミントン協会(以下「本会」という)規約第8条の規定により、次の事務局・専門部を置く。

- (1) 事務局
- (2) 総務部
- (3) 組織部
- (4) 事業部
- (5) 競技部
- (6) 審判部
- (7) 指導部
- (8) 強化部
- (9) 普及部

**第2条** 事務局の構成は、次による

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 若干名
- (3) 事務局員 若干名

**第3条** 事務局は、下記の事項を処理する。

- (1) 公益財団法人日本バドミントン協会、その他外部団体に関する事項
- (2) 各種事業に関する事項の調整及びとりまとめ
- (3) 一般会計、特別会計の予算、決算に関する事項
- (4) 経理に関する事項
- (5) 総会及び各役員会の開催並びに議事録の管理
- (6) その他各部に属さない事項

**第4条** 各部の構成は、次による。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 若干名
- (3) 部員 若干名

**第5条** 各部の部長は、副理事長または常務理事があたる。

**第6条** 部長は、専門部を代表し、その職務を遂行する。

2 副部長は、部長を補佐し、部長に支障のあるときはその職務を代行する。

**第7条** 各部は、理事会より委任された事項を処理する。

2 各部会は、部長が招集しその議長となる。

**第8条** 各部は、必要に応じて相互の意見を交換して円滑なる運営をはからなければならない。

**第9条** 総務部は、下記の事項を処理する。

- (1) 各種大会役員、競技役員の編成と招集、派遣依頼に関する事項
- (2) 各種大会監督会議資料作成と関連諸会議の設定、取り仕切りに関する事項
- (3) 各種大会結果(成績)の管理に関する事項
- (4) 県協会規約、規程等の研究並びに改定に関する事項
- (5) 各種表彰への対応に関する事項
- (6) 機関紙の発行に関する事項
- (7) その他各部に属さない事項

**第 10 条** 組織部は、下記の事項を処理する。

- (1) 県協会の組織、運営に関する事項
- (2) 加盟各連盟に関する事項
- (3) 組織拡充と活性化策に関する事項
- (4) 情報伝達網の確立に関する事項
- (5) 組織上の問題点の洗い出しと改善策策定に関する事項
- (6) その他組織に関する事項

**第 11 条** 事業部は、下記の事項を処理する。

- (1) 各種競技会に関する事項
- (2) 各種競技会の見直しに関する事項
- (3) 用器具の管理・調達
- (4) 各種競技会会場の確保・設営
- (5) 新たな大会の創設に関する事項
- (6) その他競技会に関する事項

**第 12 条** 競技部は、下記の事項を処理する。

- (1) 競技会の企画、開催及び運営に関する事項
- (2) 競技規則、大会運営規程、ランキング規程等の研究及び改定に関する事項
- (3) ランキングの決定に関する事項
- (4) 選手選考に関する事項
- (5) 競技結果等の報道機関及び総務部会への連絡に関する事項
- (6) 競技記録、ランキング記録、賞杯などの管理保存
- (7) その他競技に関する事項

**第 13 条** 審判部は、下記の事項を処理する。

- (1) 審判員組織の強化に関する事項
- (2) 公認審判員の養成に関する事項
- (3) 公認審判員の資格に関する事項
- (4) 審判講習会の開催に関する事項
- (5) 審判技術の調査研究及び資料の収集保管に関する事項

○ 事務局・専門部規程

(6) その他審判に関する事項

第 14 条 指導部は、下記の事項を処理する。

- (1) 県協会指導組織の強化に関する事項
- (2) 公認指導者の育成に関する事項
- (3) バドミントン競技の調査研究及び資料の収集に関する事項
- (4) ジュニアの養成強化に関する事項
- (5) コーチ・スポーツ指導員の公認指導者資格に関する事項
- (6) 一貫指導体制に関する事項
- (7) 地域・民間クラブとの連携に関する事項
- (8) その他指導に関する事項

第 15 条 強化部は、下記の事項を処理する。

- (1) 競技力向上事業の企画、開催、運営に関する事項
- (2) 国民スポーツ大会及び他の県外大会における上位入賞への施策・立案に関する事項
- (3) 国民スポーツ大会及び他の県外大会選手選考に関する事項

第 16 条 普及部は、下記の事項を処理する。

- (1) 公益財団法人岡山県スポーツ協会と連携した事業に関する事項
- (2) 初心者講習会に関する事項
- (3) 低年齢層への興味・動機付けに関する事項
- (4) 地域・民間クラブとの連携に関する事項
- (5) その他普及に関する事項

第 17 条 部長及び部員の任期は、2 年とし、再選を妨げない。

2 補充により選任された部長及び部員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 18 条 本規程の改定は、総会の議決による。

附 則

本規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 本規程を平成 25 年 4 月 1 日、改定する。

3 本規程を平成 31 年 4 月 1 日、改定する。

4 本規程を令和 7 年 4 月 1 日、改定する。

5 本規程を令和 8 年 4 月 1 日、改定する。

## ○ 会員登録規程

**第1条** 本会の会員登録費は次の通りとする。なお、本会役員は会員登録をしなければならない。

- (1) 一般 2,300 円
- (2) 大学生 2,300 円
- (3) 高校生 950 円
- (4) 中学生 600 円
- (5) 小学生 500 円

**第2条** 本会の会員登録は、個人登録とする。

**第3条** 本会の会員登録は、本会の定める登録申請書に氏名、性別、生年月日、住所、郵便番号を記入し、登録しなければならない。

**第4条** 登録手続きは、本会及び各連盟担当者が登録事務を行い、本会に登録するものとする。

**第5条** 本会の会員登録は、第3条及び第4条以外に公益財団法人日本バドミントン協会の会員登録システムにより登録できる。

**第6条** 本会への登録は、毎年6月末までを原則とするが、年度途中いつでも登録できる。

**第7条** 登録有効期間は1年間である。途中登録についてもその年度のみ有効とする。

**第8条** 会員登録後に移動があった場合は、直ちに届け出なければならない。

**第9条** 本会登録者は、公益財団法人日本バドミントン協会に登録するものとし、会員証を配付する。

**第10条** 本会に会員登録しなければ、本会競技会に出場できないものとする。

**第11条** 本規程の改定は、総会の議決による。

### 附 則

本規程は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

2 本規程を平成 25 年 4 月 1 日、改定する。

3 本規程を平成 26 年 4 月 1 日、改定する。

4 本規程を平成 27 年 4 月 1 日、改定する。

○ 旅費規程

○ 旅費規程

第1条 本会事業遂行のため旅行する役員の旅費支給について定める。

第2条 旅費の支給は、交通費及び日当、宿泊費とし、次の通り区分し支給する。

(1) 県内の交通費及び日当

市内 500 円、市外 1,000 円とする。

日当は一律 2,500 円とする。ただし半日の場合は 1,000 円とする。

(2) 県外の交通費及び日当

日当 3,000 円と旅費実費を支給する。

(3) 宿泊費は、一泊 10,000 円支給する。

第3条 本規程の適用にあたり、下記の制約を受ける。

(1) 他の機関(団体)から支給されるときは適用しない。

(2) 主管団体が要請した出席者は、要請者負担とする。

(3) 選手・監督を兼ねるときは交通費を支給しない。

第4条 本規程の改定は、総会の議決による。

附 則

本規程は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

2 本規程を平成 28 年 4 月 1 日、改定する。

3 本規程を令和 2 年 4 月 1 日、改定する。

4 本規程を令和 8 年 4 月 1 日、改定する。

## ○ 表彰規程

(目的)

**第1条** 本規程はバドミントン競技の発展のために、顕著な業績のあるものに対して、その業績を讃え表彰することを目的とする。

(受賞者の範囲)

**第2条** 表彰は、バドミントン競技の普及振興に功労のあったものに功労賞・顕讃賞、大会成績等の優秀なものに技能賞・優秀賞を授与する。

(基準)

**第3条** 表彰基準については別に定める細則による。

(被表彰候補者の選考)

**第4条** 被表彰者の選考に関しては、協会役員からの推薦に基づき、選考委員会(理事長、事務局長、総務部長)で調査審議し決定する。

(表彰の方法)

**第5条** 表彰は賞状と副賞を授与する。

(規程の改定)

**第6条** 本規程の改定は、総会の議決による。

附 則

本規程は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

○ 表彰規程細則

○ 表彰規程細則

第1条 表彰規程第3条により、この細則を定める。

第2条 功労賞に与える基準

- (1) 本会の会長、副会長及び理事長として多年にわたりその責務をはたし、その功績顕著なもの。
- (2) 本会の理事を10年以上歴任し、その功績顕著なもの。ただし、65歳以上であること。
- (3) その他相当と認められたもの。

第3条 顕讃賞に与える基準

- (1) 10年以上バドミントン競技者の育成・バドミントン競技振興のために顕著な功績のあった団体及び個人。
- (2) バドミントンに関する技術・施設、用器具の改善向上に特に功労のあったもの。

第4条 技能賞に与える基準

- (1) 全国大会に本県代表として参加し、特に優秀な成績を収めた個人及び団体。  
特に優秀な成績とは、一般(年齢別を含む):優勝、高校生:優勝、準優勝。
- (2) 個人に与える技能賞は原則として終生1回とする。ただし、特別の場合はこの限りではない。

第5条 優秀賞に与える基準

- (1) 小学生、中学生を対象に、全国大会で成績優秀なものに授与する。全国大会優秀とは、優勝、準優勝、3位入賞とする。

第6条 本細則の改定は、総会の議決による。

附 則

本規程は平成22年4月1日より施行する。

2 本規程を平成25年4月1日、改定する。

## ○ 弔慰規程

**第1条** 本規程は、本会役員もしくは役員の子族等が死亡した場合の弔慰について定める。

**第2条** 本会役員が逝去したときは、次の通りとする。

- (1) 弔慰金            30,000 円
- (2) 供 花            会長名の 1 基
- (3) 弔 電            会長名・役員一同の 2 通

**第3条** 本会役員の子族、子女、配偶者が逝去したとき、また、役員が喪主を務める時は次の通りとする。

供 花    会長名の 1 基

**第4条** 本規程の本会役員とは、規約第 9 条の役員及び規約第 14 条の名誉会長、顧問、参与をいう。

**第5条** 本規程の改定は、総会の議決による。

附 則

本規程は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

2 本規程を平成 25 年 4 月 1 日、改定する。

3 本規程を平成 28 年 4 月 1 日、改定する。

## ○ 役員倫理規程

(目的)

**第1条** 本規程は、岡山県バドミントン協会(以下「本会」という。)の役員倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本会の目的、事業執行の公正さに対する会員等の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役員範囲)

**第2条** 本規程の本会役員とは、本会規約(以下規約)第9条の役員及び規約第14条の名誉会長、顧問、参与をいう。

(役員的基本的責務)

**第3条** 役員は、規約第3条に規定する「目的」を達成するため、本会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役員遵守事項)

**第4条** 役員は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2 役員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

3 役員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや、斡旋・強要をしてはならない。

4 役員は、登録料、補助金等の経理処理に関し、適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

5 役員は、自らの社会的立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。

6 役員は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係をもってはならない。

(倫理に関する所掌)

**第5条** 本規程の実効性を確保するため、本会の倫理委員会(常務理事会)が役員綱紀粛正の推進及び関係規程の遵守に関することを所掌する。

(役・職員が本規程に違反した場合の対処等)

**第6条** 役員に、本規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、倫理委員会(常務理事会)は直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員が本規程に違反する行為があったと認められる場合においては、厳正かつ必要な措置をとるものとする。

(その他)

**第7条** 本規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

**第8条** 本規程の改定は、総会の議決による。

附 則

本規程は平成28年3月20日より施行する。

2 本規程を平成31年3月21日、改定する。